

[記入例]

調 停 申 請 書

〔※ただし、申請人が多数で、
代理人を選任した場合〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県公害審査会会長 様

代理人の住所 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
氏名 〇 〇 〇 〇
電話

公害紛争処理法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。
記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 請 人 〒 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 外〇名 別紙申請人目録記載のとおり
電話 FAX

上記代理人 〒 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇
電話 FAX

被 申 請 人 〒 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 株式会社
上記代表者 代表取締役 〇 〇 〇 〇
電話 FAX

2 公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所
〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号に所在する被申請人会社機械工場

3 被害の生じた場所
〇〇市〇〇 〇丁目及び〇丁目所在の申請人ら住所

4 調停を求める事項

- (1) 被申請人は、申請人ら各自に対し、別紙申請人目録被害欄記載の各金員の支払いをせよ。
- (2) 被申請人は、午後 9 時以降午前 6 時までの間、工場施設を稼動して操業してはならない。

5 理 由

(1) 申請人、被申請人の事業内容及び相互位置関係

申請人らは、いずれも〇〇市〇〇 〇丁目及び〇丁目所在の別紙申請人目録住所欄記載の各住所に居住しているものであり、被申請人会社は、機械製作を業とする株式会社であり、〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号に機械製作工場を設置し、稼動している。

(2) 加害行為

被申請人会社は、昭和〇〇年ごろから前記工場所在地に機械製作工場を設置し、ボイラー、モーター、コンプレッサー、プレス機械等を据え付けて稼動している。これらの機械の稼動によって、前記工場に近接する申請人ら居住家屋に対し、騒音・振動の影響が及んでいたのであるが、平成〇〇年〇月に被申請人会社において増設工事を行い、前記各機械を増強し、現在の位置に据え付けて以来、被害の程度は一段と著しくなるに至った。

現在、被申請人工場は、朝 8 時から夜 10 時まで操業しており、作業量の多い時期には夜 12 時前後にまで及ぶことがある。

(3) 申請人らの被害

被申請人工場の操業により、申請人らは、居住家屋に床タイルのひび割れ、敷居の沈下、壁と柱との間の隙間の発生等の被害が生じただけでなく、日常生活における会話や電話・テレビ・ラジオの聞き取りにも不自由を感じており、不快感、いらいら等を感じる事が甚だしく、いわゆる生活妨害を受けている。

(4) 因果関係

申請人ら居住家屋の受けた前記被害及び申請人らの受けている生活妨害が、被申請人工場の操業に起因して生じたものであることは明らかである。

(5) 違法性（受忍限度）

被申請人工場の騒音、振動によって申請人らの受けている被害は、社会通念上受忍しなければならない限度をはるかに超えているものであり、違法であることは明白である。

(6) 故意、過失

申請人らが、被申請人工場の操業に伴う騒音、振動によって被害を受けていることは、被申請人としても、その自ら発生している騒音、振動の程度によって十分に予見することができるはずである。

したがって、被申請人には、少なくとも過失があるというべきである。

(7) 損害額

申請人らの受けた損害の額は、家屋修理費用及び生活妨害によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料であり、各人の損害額は、申請人目録被害額欄記載のとおりであって、その内容は、被害内容欄記載のとおりである。

(8) 差止請求について

前述した被害状況からすると、被申請人工場の夜間操業のうち、少なくとも午後9時以降午前6時までの操業は、受忍限度を超える違法なものというべきである。

(9) 結論

以上のとおりであるので、申請人らは被申請人に対し、民法709条に基づき不法行為による損害賠償として、申請人目録被害額欄記載の金員の支払いを求めるとともに、午後9時以降午前6時までの間の操業の差止めを求める。

6 紛争の経過

平成〇〇年〇月の工場増設後に騒音、振動が一段と著しくなったため、被申請人会社と付近住民との間に紛争が生じた。そこで、申請人らを含む付近住民との代表者と被申請人会社代表者との間で交渉を重ねてきたが、付近公道の交通騒音との関係や、損害額の算定、夜間操業時間をめぐって意見の一致を見るに至らなかった。そして、十数回の折衝によっても収拾できず、同年〇月〇日の最終折衝において決裂状態となり、本件調停申請に及んだ。

7 添付資料

位置図及び配置図

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○